

中国情報提供制度

日本では、他人の特許出願の権利化を阻止するために情報提供制度（特許法施行規則第 13 条の 2）がよく利用されているが、中国でも中国専利法実施細則第 48 条において情報提供（中国語では「公衆意見」）制度が規定されている。情報提供制度は、特許権利化後の無効審判制度と比べて、費用も安く、非常にフレキシブルな制度であるため、昨今の経済状況においては、他人の特許出願又は特許権を拒絶又は無効にしようとする場合において、コストを削減する一つの有効な手段になるものと思われる。以下、中国の情報提供制度について日本の制度と比較しながら簡単に紹介する。

1. 根拠条文

中国専利法実施細則第 48 条では、「発明特許出願の公開日から特許権付与の公告日前まで、何人も特許法の規定に合致しない特許出願に対して国務院専利行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することができる」と規定されている。

また、審査指南第二部分第八章 4.9 では、「何人かが特許法の規定に合致しない特許出願に対して国務院専利行政部門に提出した意見は、当該出願のファイルに保存し、審査官の実体審査時の参考に供しなければならない。公衆の意見が、審査官が特許権付与通知を発送した後に受理されたものである場合、これを考慮する必要はない。また、専利局は公衆意見の処理状況について意見を提出した公衆に通知する必要はない」と規定されている。

中国の法律法規上、これらの規定以外に情報提供制度に関する規定はなく、以下で紹介するように中国では情報提供制度はかなりフレキシブルに運用されている。

2. 日中情報提供制度の比較

表 1 に日中情報提供制度の対比表を示す。情報提供の対象は、「出願公開日から特許権付与公告日前まで」の発明特許出願であり、実用新案特許出願および権利化後の発明特許権などは含まれない。なお、実体審査が請求されているか否かにかかわらず情報提供可能である。

表 1 日中情報提供制度の対比

	日本	中国
提出の時期	いつでも (権利化後も)	出願公開日から特許権付与公告日 前まで
匿名による提出	可能	規定なし (実務上可能)
情報提供の 対象となる理由	特 25 条、特 32 条、特 37 条などに ついては不可	制限なし
提出種類の フォーマット	特許法施行規則 様式第 20	規定なし
理由の記載	必要	規定なし
官庁手数料	不要	不要
情報提供者への フィードバック	あり (匿名の場合はなし)	なし
閲覧	可能 (オンライン閲覧も可能)	可能 (オンライン閲覧は不可)
法律状態の検索	http://www1.ipdl.inpit.go.jp/IPDL/keika.htm	http://search.sipo.gov.cn/sipo/zljs/searchflzt.jsp (中国語)

また、実務上、匿名による情報提供に対する要望は多いものと思われるが、中国では匿名による情報提供に関する規定はないものの、実務上、匿名または中国特許代理機構の名称で情報提供を行うことが可能である。

また、提出書類のフォーマットについてであるが、特にフォーマットは決まっておらず、「提出の理由」の記載についても特に規定はない。実務上、新規性または進歩性不備の具体的理由については記載せずに、情報提供の対象となる発明特許出願の出願番号を特定して刊行物を提出することにより情報提供することも可能のようである。しかしながら、提出された書類を考慮するか否かは審査官の裁量に委ねられているため、審査官が参照しやすいように、構成要件の対比表、外国文献の関連箇所中国語訳を提出することが望ましい。

なお、日本の実務と異なり、情報提供者へのフィードバックは行われない。また、特許出願の法律状態は表 1 に示した SIPO のホームページにより確認することが可能である。

3. 特許権者側から見た中国情報提供制度の意義

中国の実務では、権利化後、無効審判において訂正できる範囲が、日本の実務に比べて制限されており、無効審判に対する防御策として、訂正の活用の余地はあまりない。即ち、中国の実務では権利化後の訂正は、「請求項の削除」、「技術方案の削除」または「請求項の併合」についてのみ認められ、明細書に記載された技術的特徴をクレームに追加することはできない。

従って、情報提供された引用文献に基づいて、実体審査段階でクレームを見直す機会が与えられるのは、特許権者にとってもメリットなのかもしれない。実際、非特許文献に基づく情報提供も少なくないようであるが、審査官にとって発見の難度が高い非特許文献に基づく情報提供は、安定性の高い特許権を得るためにも特許権者にとってメリットがあるものと思われる。

(北京北翔知識産権代理有限公司 日本弁理士 西内 盛二)